

●香川県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市寒川町石田東字所谷甲3396の1・甲3396の2・甲3404・前山字石尾1535の1・1538・字野反谷1629・1630（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、木田郡三木町大字小叢字足田打2162の1・2162の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、東かがわ市五名字角上2310の1・2311の1・2312の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びにさぬき市建設経済部農林水産課、三木町産業振興課及び東かがわ市事業部経済課に備えて縦覧に供する。）